

八尾市 kintone 及び kintone プラグインライセンス導入・運用保守業務に係る 条件付一般競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、八尾市 kintone 及び kintone プラグインライセンス導入・運用保守業務に係る条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、その他関係法令、八尾市財務規則、契約に関する諸規程並びにこの心得、入札要領を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。

3 入札参加者は、仕様書、その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

(入札)

第3条 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

2 入札書に記載する金額は、消費税額を除いた金額とする。

3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 入札当日の参加人員は、1業者2名までとする。

(入札の辞退)

第4条 入札を辞退する時は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届書を提出するものとする。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当職員に直接提出して行う。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の中止等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(開札)

第6条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

その結果については、すべての物件の開札を終えたあと、紙面等にて知らせる。

(入札無効)

第7条 八尾市財務規則第111条による。次の各号の1に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加の資格を有しない者のした入札

(2) 指定の日時及び場所に提出しない入札

(3) 入札者の記名押印を欠く入札

(4) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所

定の額に達しない者がした入札

- (5) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- (6) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (7) 再度入札において、2回目以降の入札価格が、前回の最低入札価格以下である入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2人以上の代理をした者の入札
- (11) 同一の入札について、入札者及びその代理人が、それぞれ入札したときは、その双方の入札
- (12) 明らかに連合によると認められる入札
- (13) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (14) 委任状を持参しない代理人による入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第8条 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

(再入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない時は、直ちに再度の入札を行う。

- 2 第7条の規定による無効の入札をした者は、前項に規定する再度入札に参加することはできない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札とするべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第11条 落札者は、落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を現金等で納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(契約書等の提出)

第12条 落札者は、別途指示する方法により、契約書を提出しなければならない。

(異議の申立て)

第13条 入札参加者は、入札後この心得、仕様書、説明の内容等についての不明を理由として、異議を申し立てることは一切できない。

(その他)

第14条 入札参加者の数が1の場合であっても、入札は行うものとする。